

定 款

一般社団法人日本レスキューボランティアセンター

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本レスキューボランティアセンターと称する。略称はJ R V C（ジャルビック）とする。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、災害時における適切な初動対応を行うため、ボランティア及びボランティア関係組織の効率的・効果的な統括・運営、一元管理、育成・養成及び情報発信を行うことにより、災害後の速やかな復興に寄与することを目的とする。

- 2 当法人は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。
  - (1) 災害時の人命救助、人的支援、物的支援に関する研修の企画、制作、実施
  - (2) ボランティア及びボランティアリーダーの育成、養成
  - (3) 防災に関する研修の企画、制作、実施
  - (4) 防災に関する教材の企画、製作、販売
  - (5) 防災用品、防災備蓄品の企画、製作、販売
  - (6) 防災アプリ、防災ソフトの開発
  - (7) 前各号に附帯する一切の業務

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

(機 関)

第 5 条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

## 第2章 会 員

### (会 員)

第 6 条 当法人の会員は、次の3種別とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の運営に主体的に参加する法人又は団体（以下「団体等」という。）及び個人
- (2) 準会員 当法人の目的又は事業に賛同する団体等及び個人
- (3) カウンターパートナー  
当法人の目的又は災害時のボランティア活動に関心を有する個人

### (入 会)

第 7 条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を得て会員となる。ただし準会員及びカウンターパートナーについては、理事会の承認は不要とする。

### (会 費)

第 8 条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退会したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき。
4. 1年以上会費を滞納したとき。
5. 除名されたとき。
6. 総社員の同意があったとき。

### (退 会)

第 10 条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除 名)

第 11 条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する

行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

- 第 12 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。
- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(権利の喪失)

- 第 13 条 会員が第 8 条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般社団法人法の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。
- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第 3 章 社員総会

(社員総会)

- 第 14 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

- 第 15 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招 集)

- 第 16 条 社員総会の招集は、理事会がこれを決し、理事長が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第 17 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 18 条 各社員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

#### 第 4 章 役員等

(役員の設定)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上

監事 1 名以上

- 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 3 当法人は、理事会の決議によって、代表理事 1 名を定める。
- 4 代表理事は理事長とする。
- 5 必要に応じて、理事会の決議をもって、理事の中から専務理事、常務理事を選任することができる。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がその職務を代行する。
- 4 理事長は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 23 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

- 第 24 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解 任)

- 第 25 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

- 第 26 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

## 第 5 章 理事会

(招 集)

- 第 27 条 理事会は、理事長が招集し、会日の 5 日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。
- 2 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(決 議)

- 第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 基金

(基金の拠出)

- 第30条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
  - 3 基金の返還の手続については、一般社団法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計算

(事業年度)

- 第31条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

以上

本書は当法人の定款に相違ない。

平成 29年 4月 1日

東京都渋谷区恵比寿一丁目22番23号1F  
一般社団法人日本レスキューボランティアセンター  
代表理事 見上 愛智



